

資料 2

2022年9月28日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 報告事項の概要	3
・ グルホシネート（適用拡大申請）	5
・ トルクロホスメチル（適用拡大申請及び暫定基準の見直し）	16
・ フェナリモル（暫定基準の見直し）	25
・ ニタルソン（暫定基準の見直し）	33
・ ニフルスチレン酸ナトリウム（暫定基準の見直し）	35
・ ロキササルソン（暫定基準の見直し）	38
・ スルファチアゾール（暫定基準の見直し）	40

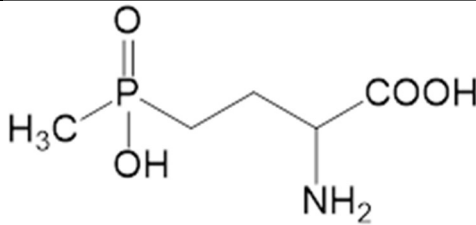
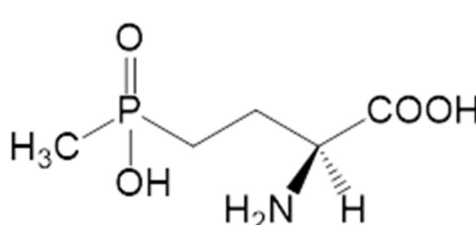
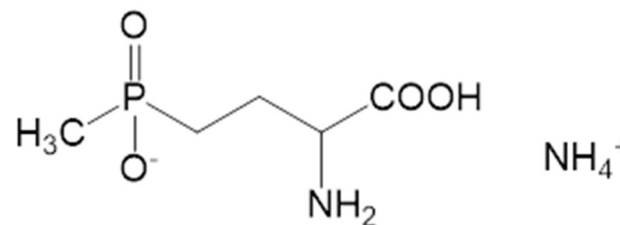
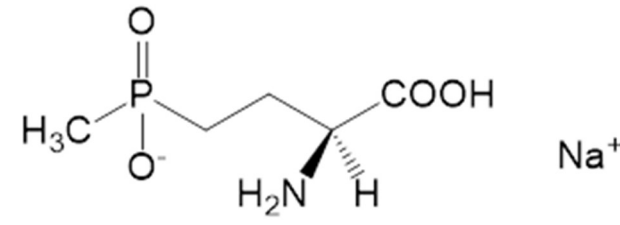
食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

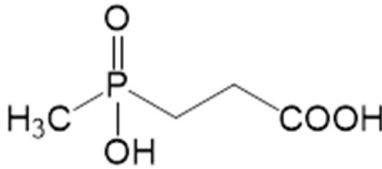
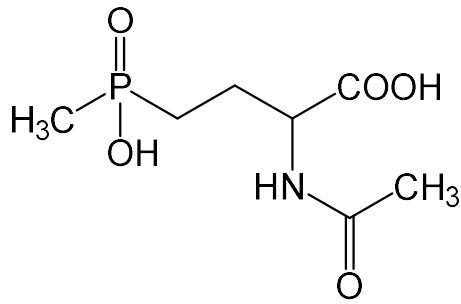
名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
グルホシネート（農薬/除草剤、植物成長調整剤）	適用拡大申請	農薬：小麦、大麦等	ADI:0.0091 mg/kg 体重/日 ARfD:0.01 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 16.7% 幼小児（1～6歳） 36.2% 妊婦 15.2% 高齢者（65歳以上） 17.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
トルクロホスメチル（農薬/殺菌剤）	適用拡大申請及び暫定基準の見直し	農薬：麦類、てんさい等	ADI:0.064 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.13 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 6.7% 幼小児（1～6歳） 13.0% 妊婦 6.3% 高齢者（65歳以上） 7.2% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フェナリモル（農薬/殺菌剤）	暫定基準の見直し	農薬：なし、りんご等	ADI:0.006 mg/kg 体重/日 ARfD:0.03 mg/kg 体重（国民全体） ARfD:0.017 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 11.9% 幼小児（1～6歳） 33.3% 妊婦 12.1% 高齢者（65歳以上） 14.9% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ニタルソン（動物用医薬品/寄生虫駆除剤、合成抗菌剤）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認なし 飼料添加物：指定なし	本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。	食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定める。このため、暴露評価は行わない。
ニフルスチレン酸ナトリウム（動物用医薬品/合成抗菌剤）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認なし 飼料添加物：指定なし	本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。	食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定める。このため、暴露評価は行わない。
ロキササルソン（動物用医薬品/寄生虫駆除剤、合成抗菌剤）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認なし 飼料添加物：指定なし	本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。	食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定める。このため、暴露評価は行わない。

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
スルファチアゾール（動物用医薬品／合成抗菌剤）	暫定基準の見直し	動物用医薬品：承認なし	スルファチアゾールが残留した食品が国内に流通する可能性はないと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。	食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。 このため、暴露評価は行わない。

グルホシネート (Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>グルホシネート (ラセミ体 D体:L体 = 1:1)</p>  <p>グルホシネートP (L体:99.9%以上)</p>  <p>グルホシネートアンモニウム塩</p>  <p>グルホシネートPナトリウム塩</p>
用途	農薬/除草剤、植物成長調整剤
作用機構	アミノ酸系除草剤である。グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。
適用作物/適用雑草等	小麦/一年生雑草 等
我が国の登録状況	農薬:小麦、大麦等を対象作物に登録されている。

<p>諸外国の状況</p>	<p>JMPRにおける毒性評価が行われ、2012年にADI及びARfDが設定されている。国際基準は大豆、いちご等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においててんさい、綿実等に、カナダにおいて小麦、りんご等に、EUにおいてばれいしょ、キウイ等に、豪州においてかんきつ類、なたね等に基準値が設定されている。</p>
<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>①グルホシネート ADI:0.019 mg/kg 体重/day (グルホシネートアンモニウム塩として) [設定根拠] 2年6か月間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄ラット・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は腎絶対及び比重量増加) 無毒性量 1.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD:0.055 mg/kg 体重 (グルホシネートアンモニウム塩として) [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(雌イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は咬瘡等) 無毒性量 5.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100 グルホシネートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた28日間強制経口投与毒性及びメカニズム試験における雌の無毒性量1 mg/kg 体重/日であった。当該試験の最小毒性量は8 mg/kg 体重/日であり、エンドポイントは体重への影響であった。一方で、イヌを用いた1年間慢性毒性試験において雌の無毒性量5.5 mg/kg 体重/日が得られており、当該用量では体重への影響は認められないことから、総合的に勘案し、イヌに対する無毒性量は5.5 mg/kg 体重/日と判断した。</p> <p>②グルホシネートP ADI:0.0091 mg/kg 体重/day (グルホシネートPとして) [設定根拠] 2世代 繁殖試験(雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は腎絶対及び比重量増加) 無毒性量 0.91 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD:0.01 mg/kg 体重 (グルホシネートPとして) [設定根拠] 妊娠6~27日 発生毒性試験(ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は排糞量減少等) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>食品安全委員会は、グルホシネート及びグルホシネートPについて総合評価を行い、グルホシネートのADIを0.0091 mg/kg 体重/day、ARfDを0.01 mg/kg 体重と設定した。 グルホシネート及びグルホシネートPの農薬としての活性成分は光学異性体のL体であるが、両者の毒性試験の比較から動物における毒性発現も主にL体によるものと推察できる。食品安全委員会は、両者の総合的な評価として、L体を選択的に含有し、毒性も強く現れるグルホシネートPに基づく評価を適用するのが適当であると判断し、グルホシネートPで設定したADI及びARfDをグルホシネートのADI及び</p>

	ARfD と設定した。										
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：グルホシネート（D 体及び L 体）（代謝物 Z【N-アセチル-グルホシネート】を含む。）及び代謝物 B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートに換算したものの和とする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 B</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 Z</p> </div>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>36.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>17.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^{注）}。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	16.7	幼小児（1～6 歳）	36.2	妊婦	15.2	高齢者（65 歳以上）	17.8
	EDI/ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	16.7										
幼小児（1～6 歳）	36.2										
妊婦	15.2										
高齢者（65 歳以上）	17.8										
意見聴取の状況	<p>令和 4 年 7 月 5 日に在京大使館への説明を実施 令和 4 年 9 月 7 日に WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
答申案	別紙 2 のとおり。										

(別紙1)

農薬名

グルホシネート

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無		参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
			グルホシ ネート	グルホシ ネートP	国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○	○			0.045,0.057(＃)(＃)
小麦	0.2	0.2	○				0.028,0.034(＃)(＃)
大麦	0.5	0.5	○				<0.175,<0.175(＃)(＃)
とうもろこし	0.1	0.1			0.1		
そば	0.3	0.3	○	○			<0.081,<0.081(＃)
大豆	2	2	○	○	2		
小豆類	0.3	2	○	○	0.05		<0.030,0.073(＃)(大豆)
えんどう	0.3	3	○	○			(大豆参照)
そら豆	0.3	2	○	○			(大豆参照)
らっかせい	0.1	0.1	○				<0.015,<0.015(＃)(＃)
その他の豆類	0.3	3	○	○			(大豆参照)
ばれいしょ	0.1	0.2	○	○	0.1		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.3	0.2	○	○			※1
かんしょ	0.1	0.1	○	○			<0.021,<0.021(＃)
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○	○			<0.021,0.033(＃)
こんにゃくいも	0.2	0.2	○				<0.021,0.033(＃)
てんさい	2	2			1.5		
さとうきび	0.03			申			<0.021,<0.021,<0.021(＃)(P)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.3	○				<0.017,0.054(＃)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.3	0.3	○				(はつかだいこんの根)
かぶ類の根	0.1	0.1	○				<0.017,0.063(＃)
かぶ類の葉	0.1	0.1	○				(はつかだいこんの葉)
クレソン	0.3	0.3	○	○			<0.018,<0.018(＃)
はくさい	0.1	0.2	○				<0.018,<0.018(＃)
キャベツ	0.1	0.2	○	○			※1
ブロッコリー	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(＃)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○				<0.021,0.021(＃)
ごぼう	0.2	0.2	○	○			<0.042,<0.042(＃)(なばな)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.4	0.4	○	○	0.4		
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○				<0.042,<0.042(＃)
たまねぎ	0.2	0.2	○	○	0.05		<0.017,0.045(＃)
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.2	○	○			<0.021,0.021(＃)
にんにく	0.3	0.3	○	○			<0.089,<0.089(＃)
にら	0.1	0.2	○	○			<0.021,0.021(＃)
アスパラガス	0.4	0.4	○	○	0.4		
その他のゆり科野菜	0.05	0.1	○	○			<0.011,<0.011(＃)(ぎぼうし)(P)
にんじん	0.1	0.1	○	○	0.05		<0.021,<0.021(＃)
パセリ	0.7	0.7	○				<0.211,<0.211(＃)
セロリ	0.2	0.2	○				<0.021,0.030(＃)
みつば	0.2	0.2	○				<0.015,0.027(＃)
その他のせり科野菜	0.3	0.3	○	○			※1
トマト	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(＃)
ピーマン	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)
なす	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)
その他のなす科野菜	0.1	0.2	○	○	0.1		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○				<0.021,0.027(＃)(＃)
しろうり	0.3	0.3	○				<0.063,<0.063(＃)
すいか	0.1	0.1	○	○			<0.021,<0.021(＃)
メロン 類果実	0.3	0.3	○	○			<0.021,0.081(＃)
その他のうり科野菜	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.1	○	○			<0.017,<0.017(＃)
たけのこ	0.2	0.2	○				<0.042,<0.042(＃)
オクラ	0.1	0.1	○				<0.015,0.016(＃)(＃)
しょうが	0.3	0.3	○				<0.021,0.085(＃)
未成熟えんどう	0.1	0.2	○	○			<0.021,<0.021(＃)(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○	○	0.05		

答申（案）

（別紙2）

グルホシネート

今回基準値を設定するグルホシネートとは、グルホシネート（D体及びL体）（代謝物Z【N-アセチル-グルホシネート】を含む。）及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類 ^{注1)}	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
らっかせい	0.1
その他の豆類 ^{注2)}	0.3
ばれいしょ	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.3
かんしょ	0.1
やまいも（長いものをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.2
てんさい	2
さとうきび	0.03
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.1
キャベツ	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	0.2
ごぼう	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.4
その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.1
にんにく	0.3
にら	0.1
アスパラガス	0.4
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.05

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
みつば	0.2
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.3
トマト	0.1
ピーマン	0.1
なす	0.1
その他のなす科野菜 ^{注7)}	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.1
ほうれんそう	0.1
たけのこ	0.2
オクラ	0.1
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注9)}	0.3
みかん (外果皮を含む。)	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.2
りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.1
もも (果皮及び種子を含む。)	0.2
ネクタリン	0.2
あんず (アプリコットを含む。)	0.2
すもも (プルーンを含む。)	0.2
うめ	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.3
ラズベリー	0.1

食品名	残留基準値 ppm
ブラックベリー	0.01
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.01
ハuckleベリー	0.1
その他のベリー類果実 ^{注11)}	1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ (果皮を含む。)	0.6
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 ^{注12)}	0.2
綿実	5
なたね	2
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.1
茶	0.3
コーヒー豆	0.1
ホップ	0.2
その他のスパイス ^{注14)}	0.5
その他のハーブ ^{注15)}	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	3
豚の肝臓	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	3
牛の腎臓	3
豚の腎臓	3

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3
牛の食用部分 ^{注17)}	3
豚の食用部分	3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

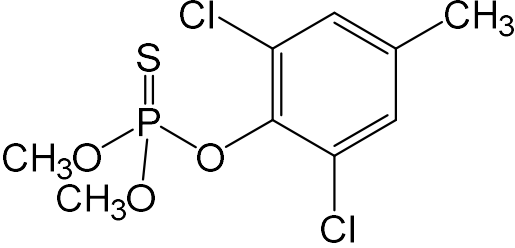
注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トルクロホスメチル (Tolclofos-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	有機リン系化合物に属する殺菌剤である。細胞の運動機能や細胞分裂の制御機構に作用することで殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	麦類／雪腐小粒菌核病 等
我が国の登録状況	農薬：麦類、てんさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、1994年にADIが設定され、2019年にARfDは設定不要と評価されている。国際基準はレタス、ばれいしょ等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてエンダイブ、ばれいしょ等に、豪州においてばれいしょに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.064 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄マウス・混餌。発がん性は認められなかった。最小毒性量における毒性所見は赤血球 ChE 活性阻害等) 無毒性量 6.45 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:0.13 mg/kg 体重 [設定根拠] 亜急性毒性試験(雌マウス・混餌。最小毒性量における毒性所見は赤血球 ChE 活性阻害等) 無毒性量 13.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トルクロホスメチルとする。

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="549 271 1433 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1 歳以上）</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6 歳）</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65 歳以上）</td> <td>7.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注）。</p> <p>注）暴露評価対象物質の残留濃度から推定される基準値に相当する値、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体（1 歳以上）	6.7	幼小児（1～6 歳）	13.0	妊婦	6.3	高齢者（65 歳以上）	7.2
	EDI/ADI (%)										
国民全体（1 歳以上）	6.7										
幼小児（1～6 歳）	13.0										
妊婦	6.3										
高齢者（65 歳以上）	7.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>令和 4 年 8 月 19 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

(別紙1)

農薬名 トルクロホスメチル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 (#) (¥)
大麦	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 (¥)
ライ麦	0.05	0.1	○			(小麦、大麦参照)
とうもろこし	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01 (¥)(未成熟とうもろこし)
そば	0.03	0.1	○			<0.005,0.007 (¥)
その他の穀類	0.05	0.1	○			(小麦、大麦参照)
大豆	0.3	0.5	○			0.01,0.06 (#) (¥)
小豆類		0.5				
えんどう		0.5				
そら豆		0.5				
らっかせい		0.5				
その他の豆類		0.5				
ばれいしょ	0.3	1.0	○	0.3		
さといも類(やつがしらを含む。)		1.0				
かんしょ		1.0				
やまいも(長いもをいう。)		1.0				
こんにゃくいも	1	1.0	○			0.110,0.415 (#) (¥)
その他のいも類		1.0				
てんさい	0.5	2.0	○			0.118,0.132 (¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	2.0	○			0.005,0.040 (¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1	2.0	○			<0.01,0.022 (¥)
かぶ類の根		2.0				
かぶ類の葉		2.0				
西洋わさび		2.0				
クレソン		2.0				
はくさい	0.2	2.0	○			<0.01,0.05 (¥)
キャベツ	2	2.0	○			0.156,0.946 (#) (¥)
芽キャベツ	0.04	2.0	○			<0.04,<0.04,<0.04
ケール		2.0				
こまつな	6	2.0	申			0.05,0.59,2.41
きょうな	1	2.0	○			0.08,0.32 (¥)(みずな)
チンゲンサイ		2.0				
カリフラワー		2.0				
ブロッコリー	0.3	2.0	○			0.05,0.06 (¥)
その他のあぶらな科野菜		2.0				
ごぼう	0.5	2.0	○			<0.005,0.135 (¥)
サルシフィー		2.0				
アーティチョーク		2.0				
チコリ	0.7	2.0		0.7		
エンダイブ	0.7	2.0	○	0.7		
しゅんぎく	0.7	2.0		0.7		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	2.0	○	0.7		0.200,0.541 (¥)
その他のきく科野菜	2	2.0	○	0.7		0.131,0.552 (¥)(ふき)
たまねぎ	0.05	2.0	○			<0.01,<0.01 (¥)
ねぎ(リーキを含む。)	2	2.0	○			0.047~0.786(n=4)
にんにく		2.0				
にら	2	2.0	○			0.5,1.0 (¥)
アスパラガス	0.02	2.0	○			<0.005,0.005 (#) (¥)
わけぎ		2.0				
その他のゆり科野菜	0.7	2.0	○	0.7		

農薬名 トルクロホスメチル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
にんじん	2	2.0	○	0.7		0.17~0.96(n=6)
パースニップ		2.0				
パセリ		2.0				
セロリ		2.0				
みつば	2	3.0	○			
その他のせり科野菜		2.0				0.48,0.84 (¥)
トマト	0.2	2.0	○	0.7		<0.01,0.04 (¥)
ピーマン	0.3	2.0	○			
なす	0.02	2.0	○			
その他のなす科野菜	0.7	2.0	○			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	2.0	○			<0.005,0.015 (¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		2.0				
しろり	0.05	2.0	○			
すいか		0.1				
すいか(果皮を含む。)						
メロン類果実	0.03	0.1	○			
まくわうり		0.1				
まくわうり(果皮を含む。)						
その他のうり科野菜	0.2	2.0	○			
ほうれんそう	2	2.0	○			
たけのこ		2.0				
オクラ	0.05	2.0	○			
しょうが		2.0				
未成熟えんどう	0.2	2.0	○			
未成熟いんげん	0.05	2.0	○			
えだまめ	0.05	2.0	○			
マッシュルーム		2.0		0.7		<0.01,0.01 (¥)
しいたけ		2.0				
その他のきのこ類		2.0				
その他の野菜	2	2.0	○			<0.20,0.60 (¥)(ふだんそう)
みかん		0.1				
みかん(外果皮を含む。)						
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご	0.02	0.1	○			
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)						
もも		0.1				
もも(果皮及び種子を含む。)						
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(プルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				

農薬名 トルクロホスメチル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハuckleベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
キウイ(果皮を含む。)		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
その他のスパイス		2				
その他のハーブ	2	2	○	0.7		0.178,0.723 (¥)(みょうが花蕾)
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		

農薬名 トルクロホスメチル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 本基準(暫定基準以外の基準)を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

※1) しろうりについては農林水産省からの緊急登録理由書に基づき、きゅうりの作物残留試験の残留濃度の2倍の値を用いて基準値を設定した。

※2) 過剰処理であるが、えだまめより低い残留値であり、未成熟ササゲの残留値が<0.05 ppmであることから、えだまめとササゲを参照して0.05 ppmとした。

※3) 過剰処理で定量限界未満(<0.05)であることから、0.05 ppmと設定した。

答申（案）

（別紙2）

トルクロホスメチル

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.03
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.3
ばれいしょ	0.3
こんにゃくいも	1
てんさい	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1
はくさい	0.2
キャベツ	2
芽キャベツ	0.04
こまつな	6
きょうな	1
ブロッコリー	0.3
ごぼう	0.5
チコリ	0.7
エンダイブ	0.7
しゅんぎく	0.7
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	2
その他のきく科野菜 ^{注2)}	2
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2
にら	2
アスパラガス	0.02
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.7
にんじん	2
みつば	2
トマト	0.2
ピーマン	0.3
なす	0.02
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.7

食品名	残留基準値 ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1
しろうり	0.05
メロン類果実	0.03
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.2
ほうれんそう	2
オクラ	0.05
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
その他の野菜 ^{注6)}	2
りんご	0.02
その他のハーブ ^{注7)}	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注9)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

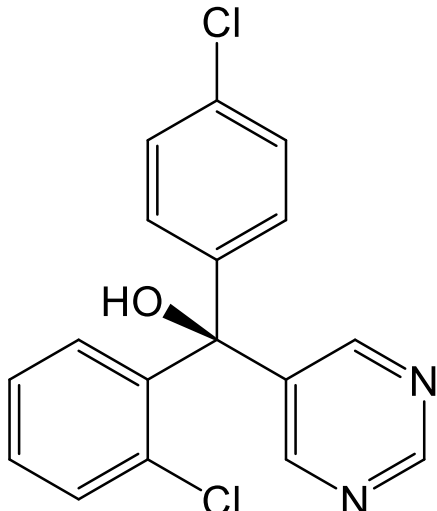
注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フェナリモル (Fenarimol)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p>(ラセミ体 R体 : S体=1 : 1)</p>
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ピリミジン系の殺菌剤であり、エルゴステロール生合成阻害のほか、菌糸体内でトリグリセリン及びリン脂質への脂肪酸の取込みを阻害する等、病原菌の生体代謝を複数の作用でかく乱することにより、殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	なし／うどんこ病 等
我が国の登録状況	農薬：なし、りんご等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、1995年にADIが設定されている。国際基準はアーティチョーク、ピーマン等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてきゅうり、かぼちゃ等に、EUにおいてかぼちゃ、すいか等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.006 mg/kg 体重/day [設定根拠] 3世代 繁殖試験(雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見はF₁世代において体重増加抑制及び繁殖率低下等、F₂世代において繁殖率低下等) 無毒性量 0.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 国民全体の集団 : 0.03 mg/kg 体重 [設定根拠] 2世代 繁殖試験(雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は親世代で交尾率及び繁殖率低下等、F₁世代で繁殖率低下等)</p>

	<p>無毒性量 3.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>妊婦又は妊娠している可能性のある女性：0.017 mg/kg 体重 [設定根拠] 3世代 繁殖試験（ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見はF₁世代において体重増加抑制及び繁殖率低下等、F₂世代において繁殖率低下等）</p> <p>無毒性量 1.7 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェナリモルとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>14.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）、幼小児（1～6歳）及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性（14～50歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	11.9	幼小児（1～6歳）	33.3	妊婦	12.1	高齢者（65歳以上）	14.9
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	11.9										
幼小児（1～6歳）	33.3										
妊婦	12.1										
高齢者（65歳以上）	14.9										
意見聴取の状況	令和4年7月5日に在京大使館への説明を実施 令和4年9月7日にWTO通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 フェナリモル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
トマト		0.5				
ピーマン	0.5	0.5	○	0.5		
なす	0.3	0.5	○			0.030,0.055 (¥)
その他のなす科野菜	0.5	0.5	○			0.10,0.12,0.20 (ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.07	0.5	○			0.012,0.020,0.034
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3	0.5	○			0.034,0.054 (¥)
しろうり		0.5				
すいか		1.0				
すいか(果皮を含む。)	0.07		○			0.014,0.015,0.033 (すいか小玉)
メロン類果実		1.0				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3		○	0.05		0.050,0.061,0.115 (ネットメロン)
まくわうり		1.0				
まくわうり(果皮を含む。)						
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.5				
未成熟いんげん		0.5				
えだまめ		0.5				
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜		0.5				
みかん		1.0				
みかん(外果皮を含む。)						
なつみかんの果実全体		1.0				
レモン		1.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1.0				
グレープフルーツ		1.0				
ライム		1.0				
その他のかんきつ類果実		1.0				
りんご	0.3	1.0	○	0.3		
日本なし	0.3	1.0	○	0.3		
西洋なし	0.3	1.0	○	0.3		
マルメロ	0.3	1.0		0.3		
びわ		1.0				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3			0.3		
もも		1.0				
もも(果皮及び種子を含む。)	0.5			0.5		
ネクタリン		1.0				
あんず(アプリコットを含む。)		1.0				
すもも(プルーンを含む。)		1.0				
うめ		1.0				
おうとう(チェリーを含む。)	1	1.0	○	1		
いちご	1	1.0	○	1		
ラズベリー		1.0				
ブラックベリー		1.0				
ブルーベリー		1.0				
クランベリー		1.0				
ハuckleベリー		1.0				
その他のベリー類果実		1.0				
ぶどう	0.3	1.0		0.3		
かき	0.3	1.0	○	0.3		
バナナ	0.2	1.0		0.2		

農薬名 フェナリモル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
キウイ		1.0				
キウイ(果皮を含む。)						
パパイヤ		1.0				
アボカド		1.0				
パイナップル		1.0				
グアバ		1.0				
マンゴー		1.0				
パッションフルーツ		1.0				
なつめやし		1.0				
その他の果実		1.0				
ひまわりの種子		1.0				
ごまの種子		1.0				
べにばなの種子		1.0				
綿実		1.0				
なたね		1.0				
その他のオイルシード		1.0				
ぎんなん		1.0				
くり		1.0				
ペカン	0.02	1.0		0.02		
アーモンド		1.0				
くるみ		1.0				
その他のナッツ類		1.0				
茶		0.05				
ホップ	5	5		5		
その他のスパイス		1				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		【牛の筋肉参照】
豚の筋肉	0.02	0.02				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02				【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.1				【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	0.02	0.06				【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.1				【牛の筋肉参照】
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		【牛の肝臓参照】
豚の肝臓	0.05	0.06				【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.06				【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		【牛の腎臓参照】
豚の腎臓	0.02	0.06				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.06				【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.02	0.02				【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.02	0.02				【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02				【牛の腎臓参照】
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家さんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家さんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家さんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家さんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家さんの食用部分		0.02				

答申（案）

（別紙2）

フェナリモル

食品名	残留基準値 ppm
アーティチョーク	0.1
ピーマン	0.5
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注1)}	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.07
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.07
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	1
ぶどう	0.3
かき	0.3
バナナ	0.2
ペカン	0.02
ホップ	5
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注3)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02

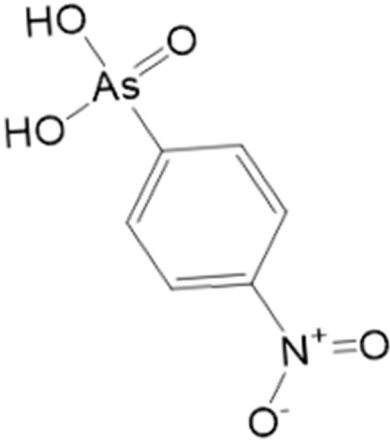
食品名	残留基準値 ppm
とうがらし（乾燥させたもの）	5

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ニタルソン (Nitarsonsone)

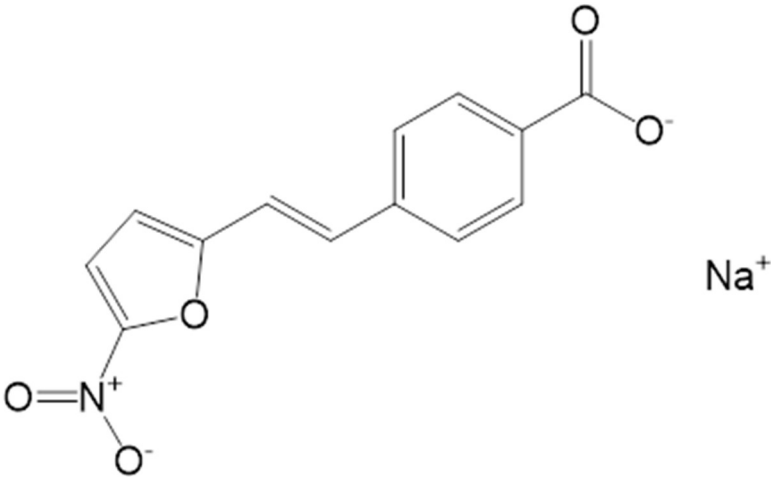
審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤、合成抗菌剤
作用機構	—
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、各国において基準値は設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ニタルソンは、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、評価の考え方 ^{注)} の3の(2)に該当する。 本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。 注)「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定)
基準値案	食品健康影響評価を踏まえ、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定めること。 残留の規制対象物質：ニタルソンとする。食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。
暴露評価	—
意見聴取の状況	令和4年8月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

（別紙）

ニタルソンについては、食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが妥当である。

ニフルスチレン酸ナトリウム (Sodium nifurstyrenate)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p style="text-align: center;">(E体のみ)</p>
用途	動物用医薬品／抗生物質
作用機構	—
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、各国において基準値は設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ニフルスチレン酸ナトリウムは、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、評価の考え方^{注)}の3の(2)に該当する。</p> <p>本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。</p> <p>注)「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定)</p>
基準値案	<p>食品健康影響評価を踏まえ、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定めること。</p> <p>残留の規制対象物質：ニフルスチレン酸ナトリウムとする。食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。</p>
暴露評価	—
意見聴取の状況	令和4年8月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定

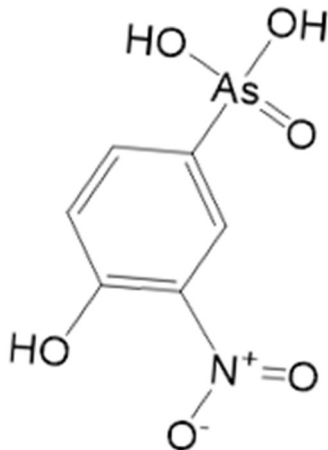
答申案	別紙のとおり。
-----	---------

答申（案）

（別紙）

ニフスチレン酸ナトリウムについては、食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが妥当である。

ロキササルソン (Roxarsone)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤、合成抗菌剤
作用機構	—
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、各国において基準値は設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ロキササルソンは、これまで国内外において ADI の設定が行われておらず、遺伝毒性発がん物質であることが否定できず、毒性学的な閾値の設定はできないことから、評価の考え方 ^{注)} の3の(2)に該当する。 本成分は、規格基準において「食品に含有されるものであってはならない。」とは規定されておらず、不検出として管理されていないことから、その食品健康影響は無視できる程度と考えることはできない。 注)「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日内閣府食品安全委員会動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日内閣府食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会決定)
基準値案	食品健康影響評価を踏まえ、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として定めること。 残留の規制対象物質：ロキササルソンとする。食品健康影響評価を踏まえ、現行の規制対象を維持する。
暴露評価	—
意見聴取の状況	令和4年8月19日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

（別紙）

ロキサルソンについては、食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが妥当である。

スルファチアゾール (Sulfathiazole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	—
用途	動物用医薬品／合成抗菌剤（サルファ剤）
作用機構	—
我が国の承認状況	動物用医薬品：承認されていない。
諸外国の状況	JECFAにおけるリスク評価が行われたが、資料の不足により ADI は設定されていない。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいて牛、鶏等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	スルファチアゾールは、国内において食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用されておらず、国外においても、農作物及び対象動物に使用される可能性は低いと考えられる。また、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定める食品中の残留基準を削除した場合、貴省により、同規格基準 第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」の管理措置がとられることから、当該管理措置が適正に実施される場合にあっては、今後、スルファチアゾールが残留した食品が国内に流通する可能性はないと考えられるので、当該残留基準の削除は食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。
基準値案	食品中の基準値を設定しないこととする。
暴露評価	—
意見聴取の状況	令和 4 年 8 月 19 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙のとおり。

動物用医薬品名 スルファチアゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1 0.1 0.1				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1 0.1 0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1 0.1 0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1 0.1 0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1 0.1 0.1				
乳		0.09				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.1 0.1				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.1 0.1				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.1 0.1				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.1 0.1				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.1 0.1				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

答申（案）

（別紙2）

スルファチアゾールについては食品中の残留基準を設定しないことが妥当である。